

## 京都府認知症介護基礎研修事業者指定事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、京都府認知症介護実践者等養成研修実施要綱（以下「研修実施要綱」という。）第2条第2項に基づき、認知症介護基礎研修（以下「研修事業」という。）を実施する者として、京都府知事（以下「知事」という。）が適当と認める事業者（以下「事業者」という。）の指定（以下「指定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の基準)

第2条 知事は、指定を受けようとする事業者が次に掲げる事項に適合すると認められる場合に指定することができる。

#### (1) 事業者に関する基準

ア 法人格を有すること。

イ 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

ウ 研修事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

エ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支を明らかにする書類が整備されていること。

#### (2) 研修事業内容に関する基準

ア 研修実施要綱及びこの要領に定める内容に従い、研修事業を実施すること。

イ 研修事業は、eラーニング形式により行うものとし、研修事業にかかる全てのシステムの運用管理は申請者が行うものであること。

ウ 研修カリキュラムは、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「厚生労働省老健局計画課長通知」という。）の1エに基づき、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護基礎研修シラバス」の内容に沿ったものとする。かつ研修教材は、申請者が独自に開発したものであること。

エ 講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な受講料等の額を設定して実施できること。

#### (3) 研修受講者に関する基準

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした運営規程等を定めていること。

(ア) 研修事業の目的

(イ) 研修事業の名称

- (ウ) 研修事業の対象者
  - (エ) 研修修了の認定方法
  - (オ) 受講手続
  - (カ) 受講料等受講に際し必要な費用の額
  - (キ) その他研修事業の実施に必要な事項
- イ 研修受講者に関する研修の受講等の状況を確実に把握し保存すること。
- ウ 研修科目を全て受講した者を研修修了者とし、研修修了者に対して修了証書（別記様式第6号）を交付すること。

（指定の申請）

第3条 研修実施要綱第2条第2項に基づく指定を受けようとする者は、申請書（別記様式第1号）及び次の各号に定める添付書類を提出すること。

- (1) 運営規程等（第2条第3号アを満たすもの）
- (2) 定款その他の基本約款
- (3) 法人登記簿の履歴事項全部証明書
- (4) 申請者の概要及び資産状況
- (5) 申請者の前年度の決算書
- (6) 指定申請を行う当該年度の研修事業の収支予算及び概ね向こう2年間の財政計画
- (7) 研修シラバス
- (8) 指定に係る研修事業の研修カリキュラム
- (9) 研修事業に係るeラーニングシステムの概要
- (10) 申請者が研修事業を実施するに当たり遵守すべき事項を誓約する書面（別記様式第2号）

（指定の通知）

第4条 知事は、第2条の規定に基づき、法人の指定を行ったときは、別記様式第3号により通知する。

2 知事は、法人の指定を行ったとき、次の項目について公表する。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 指定年月日
- (3) 実施する研修事業の名称

（受講者の募集及び決定の手続）

第5条 事業者として指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、次の各項の定めにより受講者を募集し決定する。

- (1) 受講者の募集は、知事の指定後、研修実施前に適切な期間をおいて公募により行う

(2) 指定法人は、次に掲げる各号の項目を明示して受講者を募集し、受講者の決定を行うこととする。

- ア 日程
- イ 研修受講対象者
- ウ 受講料等研修に必要な費用
- エ 申込方法
- オ 修了条件
- カ 受講決定方法
- キ eラーニングシステムにかかる内容
- ク 研修実施主体
- ケ 申込み・問い合わせ先
- コ 個人情報の取扱い
- サ その他の研修の内容に関する重要事項

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、次の各号に定める事項に変更があった場合は、別記様式第4号により、速やかに届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
  - (2) 法人の所在地
  - (3) 代表者の氏名、住所及び職名
  - (4) 運営規程等
  - (5) 定款その他の基本約款
- 2 変更が前項第1号から第3号に関するものである場合は法人登記簿の履歴事項全部証明書、その他指定基準に関するものである場合は変更後の内容について示すものを添付しなければならない。

(廃止等の理由)

第7条 指定事業者が研修事業を廃止又は休止しようとするときは、別記様式第5号により、事業年度末から起算して3ヶ月以上前に知事に申し出を行い、その承認を得なければならない。なお、原則、事業年度途中での廃止又は休止は認めないものとする。

- 2 知事は、前項の承認を行った場合、次の項目について公表する。
- (1) 法人の名称及び所在地
  - (2) 廃止又は休止の年月日
  - (3) 廃止又は休止する研修事業の名称
- 3 指定事業者が休止した研修事業を再開しようとするときは、別記様式第5号により、速やかに届け出なければならない。

(事業に関する報告)

第8条 指定事業者は、毎事業年度終了後の1ヶ月以内に、当該年度の事業実績報告書(別記様式第7号)及び収支決算書を、知事に提出しなければならない。

2 指定事業者は、継続して事業を実施するにあたり、事業年度末から起算して1ヶ月前までに翌年度の事業計画(別記様式第8号)及び収支予算を、知事に提出しなければならない。

3 指定事業者は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に次に掲げる事項を記載した修了者名簿を知事に提出しなければならない。

(1) 研修修了者の氏名、生年月日、所属法人の名称及び住所、並びに所属事業所の名称、住所及び事業所電話番号

(2) 修了年月日

(3) 修了証書番号(受講者ID)

(研修事業の調査及び指導)

第9条 知事は、指定事業者に対し、必要があると認めるときは、その事業の報告とこれに係る書類の提出を求めると及び実地指導を行うことができる。また、知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、指定事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命じることができる。

3 前項の命令は、あらかじめ書面をもって指定事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第10条 知事は、指定事業者が次のいずれかに該当する場合において、指定を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項の指定基準を満たすことができなくなったとき。

(2) 前条に定める改善指導に従わないとき。

(3) 不正の手段により指定を受けたとき。

(4) 故意に虚偽の内容を報告したとき。

(5) 研修の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

(6) 指定事業者としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 府は、指定法人の指定を取り消したときは、第4条第2項に準じて公表を行う。

(聴聞の機会)

第11条 知事は、第9条第2項に規定する研修の中止を命じる場合及び前条の規定によ

り指定の取消しを行う場合においては、指定事業者に対して聴聞を行うものとする。

(関係書類の保存)

第12条 指定事業者は、研修事業の業務に関し作成した書類等を当該研修の終了した日から起算して10年を経過する日までの間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、修了証書に関する書類等については、永年保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年12月16日から施行する。